

第七十号議案

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。  
別表一の項の表備考以外の部分を次のように改める。

一 土地占用料

占用種別	河川区域の別					単位
	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	
第一種	一万六千三百三十九円	四千五百九十二円	二千五百四十八円	七百八十七円	二百四十円	一平方メートル トル一年
第二種	六千九百十七円	千九百六十八円	千九十二円	三百三十七円	百三円	
第三種	二万三千五十六円	六千五百六十円	三千六百四十一円	千二百二十五円	三百四十三円	一平方メートル トル一年
第四種	二万三千五十六円	六千五百六十円	三千六百四十一円	千二百二十五円	三百四十三円	
第五種	九十二万二千二百七十二円	二十六万二千四百一十一円	十四万五千六百五十六円	四万五千二十二円	一万三千七百四十七円	千平方メートル トル一年
第六種				四千八百五十円	四千八百五十円	
第七種	二万三千五十六円	六千五百六十円	三千六百四十一円	千二百二十五円	三百四十三円	一平方メートル トル一年
第八種	一万一千五百二十八円	三千二百八十円	千八百二十円	五百六十二円	百七十一円	
第九種	三万四千五百八十五円	九千八百四十円	五千四百六十二円	千六百八十八円	五百十五円	トル一年
第十種	二万三千五十六円	六千五百六十円	三千六百四十一円	千二百二十五円	三百四十三円	

別表二の項中「6,189円」を「6,288円」に改め、同表三の項中「四百十一円」を「四百二十七円」に改め、同表四の項中「六百三十三円」を「六百五十一円」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

占用料等の額を改定する必要がある。